

令和8年度 資格等取得支援事業補助金案内

概要

求職者の雇用機会の拡大及び企業の人材確保を図るため、就職を目的とした資格等の取得を目指す求職者に対し、経費の一部を補助します。

対象者

公共職業安定所（ハローワーク）に登録している求職者で次の要件を満たす方。
市内に住所を有すること、市税の滞納がないこと、同一年度内に本補助制度による補助金の交付を受けていないこと

補助対象経費

雇用保険法施行規則に規定する一般教育訓練講座の受講にかかる入学料及び受講料とする。

※対象講座は「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」で検索することができます。

※自主学習を目的とした参考書等の購入費及び講座の受講に係る旅費、写真代、健康診断料及び振込手数料は補助対象外経費です。

※勤務先からの給付金その他本制度と同様の趣旨による補助金等の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を補助対象経費とします。

補助金の額

補助対象経費の50%（上限5万円）

申請期限

一般教育訓練の修了日の翌日から起算して12月以内

※ 雇用保険法に規定する一般教育訓練給付金の支給対象となる方については、本補助金の交付の決定を受けた後、一般教育訓練給付金の併給が可能です。一般教育訓練給付金の申請方法等は、ハローワーク観音寺（tel：0875-25-4521）へお問い合わせください。

申請から交付までの流れ

1. 交付申請

以下の必要書類を揃えて申請してください。

- ・ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 一般教育訓練修了証明書
- ・ 補助対象経費の支払及び内訳が分かる書類
- ・ 公共職業安定所に求職登録をしていることが分かる書類
- ・ 勤務先からの給付金等を受けている場合は、その交付を受けたことが分かる書類

2. 交付決定

申請書類を審査の上、交付を決定した場合、交付決定通知書を発行します。

3. 交付請求

交付決定を受けた後、補助金交付請求書（様式第3号）により補助金の交付を請求してください。

4. 補助金のお振込

ご指定の口座に補助金をお振込みします。

※本チラシは制度の概要を紹介するものになりますので、制度の詳細は以下問い合わせ先までお問い合わせください。

問い合わせ先

観音寺市経済部商工観光課商工労政係
Tel:0875-23-3933
Mail : shoukan@city.kanonji.lg.jp
Fax : 0875-23-3956

申請書の様式は市のホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.kanonji.kagawa.jp/soshiki/21/60900.html>